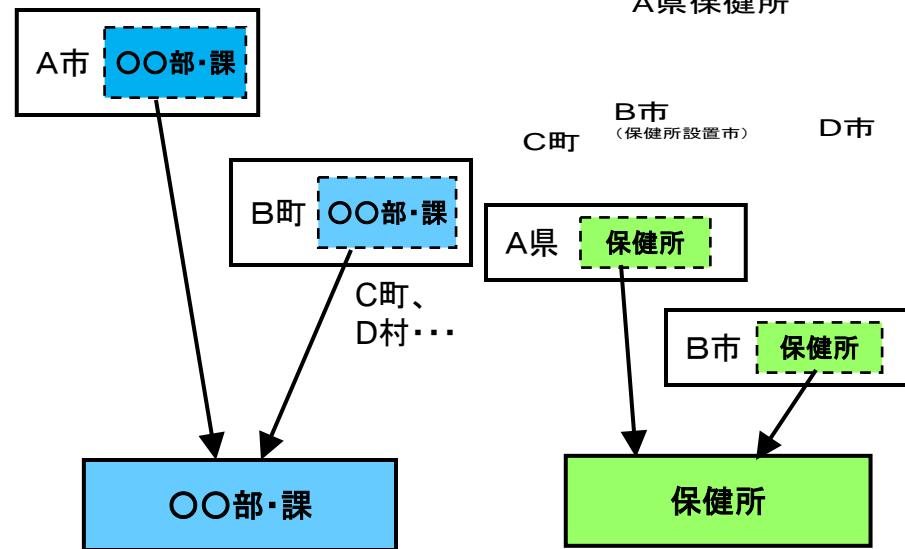


平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末まで一区切り

市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村が、これらの中から最も適した仕組みを自ら選択。

① 現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要。

② 内部組織・行政機関等の共同設置



③ 小規模市町村に対する方策

市町村合併や広域連携などの方法によっては必要な行政サービスを安定的に提供することが困難と考えられる小規模市町村があれば、その選択により、法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することも考えられる。

こうした方策について、関係者と十分な意見調整を図りつつ、多角的に検討することが必要。